災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

小金井市(以下「甲」という。)と NPO 法人クライシスマッパーズ・ジャパン(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害等が甲の区域内に発生したときに備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、甲の区域内において災害等が発生したときに備え、平時から相互に協力して調査研究を行うとともに、発災時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(調査研究等の実施)

第2条 甲乙は、平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動を行うものとする。

(支援活動の実施)

- 第3条 乙は、発災時に緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第236条の7に規定する国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼により捜索若しくは救助を行う者として、自主的な判断に基づき、次の各号に掲げる支援活動(以下「支援活動」という。)を行うものとする。
- (1) 無人航空機 (ドローン) による被災状況の調査
- (2) 無人航空機 (ドローン) により撮影した情報の甲への提供
- (3) 第1号に掲げる調査により把握した被災状況を反映した地図の作成
- (4) 前号の定めにより作成した地図データの甲への提供及びインターネット上での公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲乙協議の上定める事項
- 2 甲は、乙が支援活動を遅滞なく行えるよう、平常時から可能な範囲で協力をするものとする。

(連絡窓口)

第4条 甲乙は、災害等が発生したときに必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平時から甲乙互いに連絡担当を定めるものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条各号に掲げる活動に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。

2 前項の規定により、甲乙ともに経費の負担が判断しがたいときは、その都 度甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償等)

- 第6条 乙がその調査研究・支援活動により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担する。
- 2 乙が調査研究・支援活動中に第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害の賠償に要する費用を負担する。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなし、その後もまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項に ついては、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押 印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月25日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号

小金井市

小金井市長 西岡真・

乙 東京都調布市国領町三丁目4番41号 NP0法人クライシスマッパーズ・ジャパン 理 事 長 古 橋 大